

阿南市立地適正化計画(素案)及びJ R阿南駅周辺再整備基本計画(素案)に関するパブリックコメント実施要領

阿南市では、少子高齢化の進行に伴う人口の減少及び中心市街地の空洞化等の問題から、都市機能や居住を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワークで結び連携を強化する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け「阿南市立地適正化計画」の作成に取り組んでいます。

また、J R阿南駅周辺の賑わいを創出し魅力ある都市拠点の形成を図るため、「J R阿南駅周辺再整備基本計画」を作成しています。

このたび、阿南市立地適正化計画及びJ R阿南駅周辺再整備基本計画の素案を取りまとめたので、次の要領でご意見をお寄せください。

1. パブリックコメント(意見募集)の種類

阿南市立地適正化計画(素案)及びJ R阿南駅周辺再整備基本計画(素案)に関するパブリックコメント

2. 募集期間

平成31年1月10日(木) から 平成31年1月31日(木) まで

3. 公表資料

阿南市立地適正化計画(素案)
J R阿南駅周辺再整備基本計画(素案)

4. 公表場所

まちづくり推進課、各住民センター、那賀川支所及び羽ノ浦支所、市ホームページで閲覧することができます。

5. 意見を提出できる人

- ①市内に在住、在勤または在学の方
- ②市内に事務所または事業所を有する方
- ③市に納税義務を有する方

6. 提出方法

様式は自由ですが、氏名、住所、電話番号を記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。また、意見提出用紙を公表場所に用意していますのでご利用下さい。

①直接提出

阿南市 まちづくり推進課 市役所2階

②郵送

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市 特定事業部 まちづくり推進課

③電子メール

まちづくり推進課 [【toshikei@anan.i-tokushima.jp】](mailto:toshikei@anan.i-tokushima.jp)

7. 意見の公表

提出された意見は、氏名、住所等の個人情報を除き、その内容を整理して原則公表します。なお、意見等についての個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

8. 問い合わせ先

阿南市 特定事業部 まちづくり推進課
電話 0884-22-1596